

千葉地方裁判所委員会（第45回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

令和元年9月11日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所新館541中会議室

3 出席者

【委員】

井上登美子，女屋光基，官澤太郎，合田悦三（委員長），専田泰孝，蓮井俊治
（委員長代理），松田俊哉，森正史，森本亨，渡邊年子

【説明担当者】

千葉地方裁判所民事第5部裁判官 足立堅太

千葉地方裁判所民事第1部裁判官 鈴木千恵子

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局
総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

委員長代理から，前回の委員会後に新たに任命された井上委員，官澤委員，
合田委員，専田委員，藤森委員（欠席），渡邊委員が紹介された。

(2) 新任委員挨拶

委員就任に当たり，井上委員，官澤委員，合田委員，専田委員，渡邊委員か
ら挨拶があった。

(3) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則 6 条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行い、全会一致で合田委員が委員長に選任された。

(4) 委員長挨拶

委員長就任に当たり、委員長から挨拶があった。

(5) 事務局からの報告

山田総務課長から、裁判員制度施行 10 周年広報についての報告があった。

なお、委員からは、「このような取組は、司法や裁判に興味を持ったり裁判所がどのようなことをしていてどのような雰囲気なのかを知ってもらう意味で、非常によいと思う。」との意見が述べられた。

(6) 説明担当者による説明

意見交換に先立ち、「裁判手続の I T 化」に関する現在の議論の状況について、足立裁判官が説明を行った。

(7) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員（●は裁判所委員である蓮井委員），■足立裁判官，◆鈴木裁判官)

◎ 今回の地方裁判所委員会では、「裁判手続の I T 化」というテーマについて意見交換を行うこととした。

○ 情報管理の観点から、現在、争点整理手続やウェブ会議システムで利用されているネットワークは、一般回線か。

■ 一般回線を利用する予定であるが、暗号化されたデータをクラウドに送る予定になっている。

◎ クラウドでデータを管理するとなると、なおさらセキュリティの確保が問題となってくると思われるが、最高裁は、そこには十分配慮して必要な措置を講じるという説明をしている。

○ 代理人がついている場合はこういうことも可能だと思うが、代理人がついていないケースやパソコンを利用できる環境にない人たちもたくさんいるの

で、IT化がどの範囲の方に適用されるのか、将来的に義務化されるのか、あるいは選択できるのかといった点が気になるところである。

■ ITにアクセスすることが難しい方たちへの対応については、現段階では議論が完了していない。当面は、代理人として弁護士が付いている事件での運用を想定している。

※千葉地方裁判所新館4階421号法廷に移動し、ウェブ会議に必要な機材等について鈴木裁判官が説明を行った後、ウェブ会議を利用した書面による準備手続の模擬手続を行った。

○ 若い方はパソコンに慣れているので即座に対応できると思うが、弁護士においても習熟が必要だと思う。

◆ 紙に慣れている世代の抵抗感も理解できるが、20年、30年先の民事裁判の姿も見据えた制度検討であると理解している。

○ 使うソフトは、四者や五者等、複数当事者にも対応しているのか。

◆ このソフトは、理論上は数百人でもつなげられるようだが、画面には全員映らず、発言している人が優先的に映る仕様になっているようだ。

※千葉地方裁判所新館541中会議室に移動し、意見交換を再開した。

○ 管轄の関係は、どのような議論になっているのか。

◆ 基本的には、管轄は現行法どおりで手は加えないという方向で話し合われていると認識している。

○ フェーズ1の段階で、支部でもウェブ会議を実施する予定はあるのか。

■ まずは本庁からということをやっていると思われる。

○ モニターに映った人と話すということについて、私はパソコン等には慣れていないので、若干抵抗はある。

○ 私の勤務先では、基本的にはペーパーレスになっている。海外ともつなげられるようになっており、地方とは日常的に画面で会議をする。ウェブ会議は、民間企業では一般的に使われているのではないかと感じている。

- 私の病院でもメールや電子カルテの管理が非常に厳しくなり、電子カルテは他のコンピュータから切り離して本部との専用回線を引くこととなった。便利になるという点では意見はないが、汎用ソフトでよいのか、一般回線でよいのか等、安全性をどのように担保するのか、裁判所は国の組織として、システムを乗っ取られないよういかに情報を守るかが大事になってくる。また、ソフトを更新しなければならないとすれば、非常に費用がかかる話だと感じた。
- 我々も裁判の当事者になることがある訳で、代理人と裁判官との間で、個人情報も含まれる秘匿性の高い情報がネットワーク上でやり取りされることについては大変抵抗感がある。
- 弁護士会からも依頼者のセキュリティを担保できるのかという声はある。法改正を伴うフェーズ2、フェーズ3の段階では、専用のシステムを構築することを想定しているようである。
- フェーズ1の話は、もともと電話でできた話であり、便利になったというだけで特に問題ないと思いながら聞いていた。
- ◎ 弁護士の立場から、フェーズ1の利用率を上げていくためには何が大切だと考えるか。
- コストはかからないと思うので、とにかく情報を伝えていくことが大切だと思う。利用方法が分かれば問題はないと思うが、メールもあまり使っていない弁護士にまで普及させるのは難しい気がする。

安全性の面もそうだが直接相対して分かる情報も捨てがたく、公開の要請もあることから、その点については最終的には残ると思う。今のように補充的に使えるのであれば非常に便利でありよいと思う。
- フェーズ1の段階で、弁護士事務所だけではなく当事者となった会社の事務所にもつなげるのか。
- 法的には不可能ではないが、現状では弁護士事務所のみとつなげる方がよ

いのではないかとということで進めている。

(8) 次回委員会期日

次回の委員会は，令和2年2月3日午後1時15分に開催することに決定した。

(9) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマとして，調停手続に関する広報や裁判所のバリアフリーについて提案があった。次回委員会期日までに各委員からの意見を再度募った上，決定することとした。

以 上